

県南広域振興局長告示第 199 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 9 月 11 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
桜木町薬局	花巻市桜木町一丁目 23 番地	平成 19 年 7 月 31 日
日本調剤志戸平薬局	花巻市湯口字志戸平 26 番地 35	〃